

## 旭川市において制定した各施設・事業の認可基準の主な内容について

※網掛け部分は本市における独自基準（上乘せ基準と経過措置）を設けた部分

	認可保育所	小規模保育事業			事業所内保育事業	家庭的保育事業	在宅訪問型保育事業	幼保連携型認定こども園（※1）（※2）	放課後児童健全育成事業
		A型（分園型）	B型（中間型）	C型（グループ型）					
職員数	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4・5歳児 30：1 ※常時2人以上	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4・5歳児 30：1 に+1人	0～2歳児 3：1 （家庭的保育補助者を置く場合、5：2）	<定員20名以上> 保育所と同様 <定員19名以下> 小規模保育（B型）と同様	0～2歳児 3：1 （家庭的保育補助者を置く場合、5：2）	0～2歳児 1：1	○ 職員の配置数は、認可保育所の基準に同様。 ※園長が専任でない場合は、+1人 ※配置基準に基づく職員数が、学級数より少ない場合は、学級数分の職員配置が必要 ○ 1学級の園児数は、35人以下を原則とし、各学級には、専任の保育教諭等を1人以上配置。	○放課後児童支援員（補助者含む）の数は、支援の単位ごとに2人以上（1人以上は支援員） ○集団規模はおおむね40人以下（※3）	
保育従事者	保育士（※4）	保育士（※5）	保育士1/2以上（※5）	家庭的保育者（保育士資格を有する者に限る）	<定員20名以上> 保育所と同様 <定員19名以下> 小規模保育（B型）と同様	家庭的保育者（保育士資格を有する者に限る）	家庭的保育者（保育士資格を有する者に限る）	保育教諭（幼稚園普通免許状を有し、かつ、保育士資格を有している者） ※認定こども園法により、法施行後5年間は、いずれかを有しているれば、保育教諭になることができる。	保育士等の有資格者であり、都道府県が行う研修を修了していること（補助員も同様）
居室設備	0・1歳児：乳児室又はほふく室 2歳以上児：保育室又は遊戯室				保育を行う専用居室	子どもの居室	0・1歳児：乳児室又はほふく室 2歳以上児：保育室又は遊戯室	専用区画	
居室面積	乳児室1人3.3㎡（※6） ほふく室1人3.3㎡ 保育室/乳児室1人1.98㎡	乳児室/ほふく室1人3.3㎡ 保育室/遊戯室1人1.98㎡	乳児室/ほふく室/保育室 1人3.3㎡	<定員20名以上> 保育所と同様（※6） <定員19名以下> 小規模保育（B型）と同様	1人3.3㎡（部屋自体は9.9㎡が必要）	—	認可保育所の基準と同じ。（※6）	1人当たり1.65㎡（※7）	
屋外設備	屋外遊戯場（代替地可） 2歳以上児1人3.3㎡				—	—	次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 幼稚園における基準面積 イ 3.3㎡×満3歳以上の園児数 (2) 3.3㎡×満2歳以上満3歳未満の園児数	—	
給食提供	自園調理（満3歳以上児については外部搬入可）	自園調理（連携施設・同一系列の社会福祉施設からの搬入は可）※8				—	自園調理（満3歳以上児については外部搬入可） ※1号認定子どもは食事の提供をしないことができる	—	
給食設備	調理室（外部搬入を行う場合、調理設備）	調理設備		定員20名以上：調理室 定員19名以下：調理設備	調理設備	—	調理室（外部搬入・食事を提供する子どもが20人未満の場合は調理設備）	—	
その他職員	調理員（外部搬入・業務の全部委託の場合は不要） 嘱託医				—	—	調理員（外部搬入・業務の全部委託の場合は不要） 嘱託医（学校医）、学校歯科医、学校薬剤師	—	
耐火基準等	保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火基準・避難用設備に関する規制あり				—	—	保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火基準・避難用設備に関する規制あり	—	
連携施設	—	連携施設の設定が必要（※9）				—	—	—	
備考	※1 みなし幼保連携型認定こども園の場合の基準は、当分の間、（職員配置に係る基準については法施行後5年間）従前の例による。（経過措置） ※2 既存の保育所及び幼稚園から移行する場合は、当分の間、園舎及び園庭、設備に関する基準（満3歳未満児に係る部分は除く）は従来の保育所・幼稚園の認可基準を満たしていれば可とする。（移行特例） ※3 既存の放課後児童健全育成事業を行う者は、施行後5年間は集団規模おおむね40人以下の規定を適用しない。 ※4 乳児を4人以上入所させる場合は、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。 ※5 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。 ※6 既存の施設・事業は、法施行後5年間は乳児室1人あたり1.65㎡以上とする経過措置あり。 ※7 既存の放課後児童健全育成事業を行う者は、施行後5年間は専用区画面積1人当たり1.65㎡の規定を適用しない。 ※8 法施行後5年間は給食の食事の提供をしないことができる。（経過措置） ※9 法施行後5年間は必要な支援を行うことができると市が認めた場合には、連携施設を設けないことができる。（経過措置）								